

議案第 1 0 1 号

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定により議会の議決を求める。

平成 2 8 年 1 2 月 7 日 提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1 相 手 方 （ 略 ）

2 事故の概要 平成 2 8 年 1 0 月 1 9 日（水）午前 1 0 時頃、四万十町教育研究所職員が北ノ川中学校へ向かう途中、国道 3 8 1 号線（四万十町大井野 9 2 - 7 付近）において、相手方車両が減速し停車して右折しようとしたところに追突した。これにより相手方車両に損害を与えた。

3 損害賠償額 5 1 7 , 0 0 0 円